

序章.

計画の基本的事項

1. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、平成4年6月の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律において制度化され、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

都市計画マスタープランは、市町村が自らその創意工夫の下に、住民の意見を反映させて都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の市街地像や整備方針及び都市施設の計画等を総合的に定めるものです。

都市計画マスタープランの策定により、土地利用の規制・誘導や道路・公園等の都市施設の整備が、計画的・効率的に進めることができるようになります。

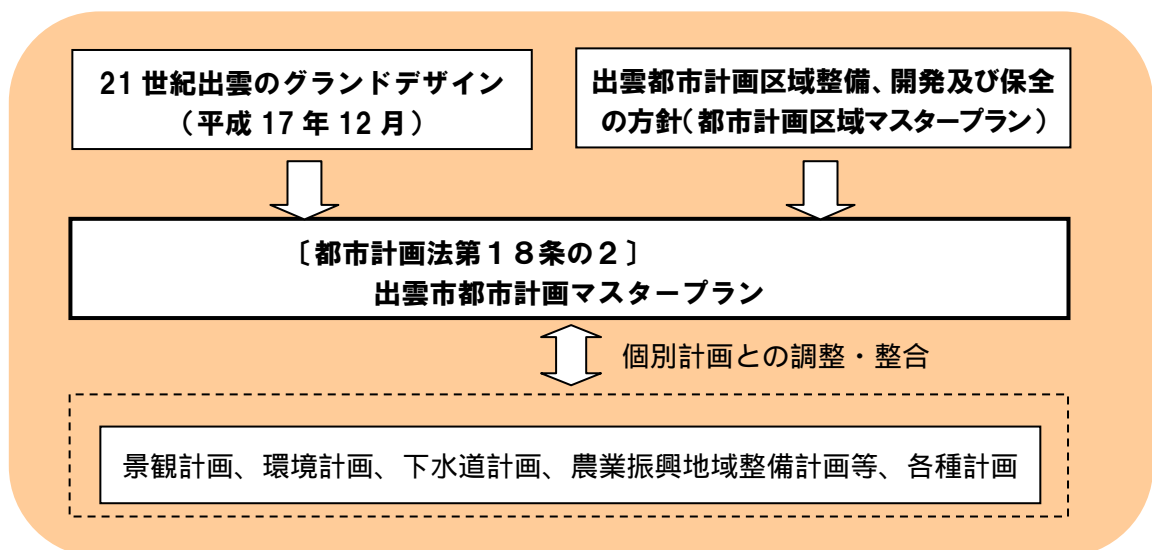
都市計画マスタープランは、出雲市全体のまちづくりの方向性を示す「全体構想」と、地域のまちづくりの方向性を示す「地域別構想」から構成されます。

2. 出雲市の計画体系における位置づけ

「出雲市都市計画マスタープラン」は、都市計画法の規定に基づいて「出雲市総合振興計画（21世紀出雲のグランドデザイン）：平成17年12月」に即して定めます。

また、平成12年5月に制度化された、島根県が定める「出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）：平成20年4月」に即して定めます。

都市計画マスタープランは、「21世紀出雲のグランドデザイン」の都市計画の分野を担う計画として、都市計画に関する総合的・一体的な方針とするため、「景観計画」「下水道計画」「環境計画」「農業振興地域整備計画」などと都市計画と関連する事項について調整し、その他既存の関連計画とも十分な整合を図って策定します。



3. 計画策定の目標年次

都市計画マスタープランは概ね 20 年後を目標とする計画であることから、本計画の目標年次は、概ね 20 年後の 2028 年（平成 40 年）とします。

4. 将来人口

出雲市の人口は、平成 17 年国調で減少に転じ、国立社会保障人口問題研究所が推計した日本の将来人口（平成 18 年 12 月推計）では、日本の人口は既に減少局面に入っており、今後も減少傾向が続くと予想しています。

出雲市都市計画マスタープランでは、平成 17 年国調データに基づいて国立社会保障人口問題研究所が推計した出雲市の将来人口やランドデザインの目標人口等を勘案し、目標年次（平成 40 年）の人口を設定します。

目標年次（平成 40 年）の将来人口

都市計画マスタープランの将来人口は、147,000 人とします。

資料編「2．出雲市の将来人口」参照

5. 計画策定の体制と住民参加の方法

「出雲市都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、庁内の関係する部局の横断的な検討・調整を行うとともに、住民意見を反映した計画づくりを行うため、以下に示す体制ならびに住民参加の方法により策定を進めました。

